

第1章 総則

1 本計画の目的

近年発生した東日本大震災及び熊本地震では、被災地で甚大な被害が発生し、被災地の自治体自身が被災し、行政機能が著しく低下した結果、被害状況や支援要請の集約に時間を要し、被災自治体の応急対策や復興対策を支援するため、全国から応援自治体や防災関係機関など膨大な人数の行政職員が派遣されており、その支援は現在も続いている。

大規模災害発生時には、膨大な応急復旧業務が発生する中で、地域防災計画及び業務継続計画(BCP)に基づき、市の総力を結集して必要な人数を確保し災害対応にあたらなければならない。しかし、災害の規模が拡大すれば地方自治体単独では困難となることから、市外からの応援を受け入れ、より効率的かつ効果的な災害対応の実施に向けた体制を構築することが必要である。

東京都は、平成30年1月に「東京都災害時応援応援計画」(以下「都応援応援計画」という。)を策定し、区市町村と連携して早期の被災地支援につなげていくための、応援応援体制の手順やルール等を整備したところである。また、平成30年3月に「東京都災害時区市町村応援応援体制ガイドライン」を作成し、各自治体の実情や規模等に応じて、地域防災計画における応援応援体制整備や応援応援計画を策定していくにあたり、都応援応援計画と整合した計画や体制となるよう作成したものである。

これを踏まえ、市では、災害時の応援体制に係る役割分担や連絡窓口、応援要請や受入準備等の具体的なルール、手順、体制等を可能な限り明確化し、全国の自治体や防災関係機関との円滑な応援応援体制等を構築することを目的に「稲城市災害時応援応援計画」(以下「市応援応援計画」という。)を策定する。

2 市応援応援計画の位置づけ等

「市応援応援計画」は、災害時に地域防災計画と業務継続計画に定める業務を確実に実施するため、外部からの応援を最大限活用するためのものであり、地域防災計画と業務継続計画(BCP)を下支えする位置付けとなる。

- (1) 「地域防災計画」は、稲城市防災会議が、市民の生命・身体及び財産を保護することを目的とし、市、防災関係機関、事業者、地域の自主防災組織及び市民が連携することにより、市の防災力向上及び減災を図る対策などを定めた総合的かつ基本的な計画であり、①災害予防・応急・復旧対策②災害復旧・復興計画等をそれぞれ定めている。
- (2) 「業務継続計画(BCP)」は、大規模な災害の発生により、行政機能が低下する中であっても、市民の生命と財産を守り、市民生活及び社会機能への影響を最小限にできるよう、迅速に災害対応業務を開始するとともに、出来る限りの行政サービスの維持、早期に通常業務を復旧させることを目的に定めたものである。
- (3) 「市応援応援計画」は、応援応援体制を定めるとともに、非常時優先業務の中から応援対象業務を選定したうえで、人的支援や物的支援の受入れ等に関する手順、ルール等を明らかにし、効率的かつ効果的に業務を行うため、計画の中で応援要請方法等を明確化することにより、迅速な応援の受入れが可能となり、早期の復旧復興につなげることができる。

3 受援業務の範囲

(1) 人的支援

被災自治体への人的支援は、主に初動期、応急期及び復旧期(初期)における応援(災害対策基本法及び相互応援協定に基づく応援。いわゆる「短期派遣」と主に復旧・復興期を対象とした「派遣」(地方自治法に基づく派遣。いわゆる「中・長期派遣」)がある。

しかし、熊本地震の教訓を踏まえると、特に初動の応急対策期における円滑な受援のルール・手順を明確化することが急務であることから、市受援応援計画では、主に短期派遣に係る受援体制やルール等を定めることとする。

(2) 物的支援

市の「多摩直下型地震による被害想定」では、約 11,000 人の避難者が見込まれているほか、風水害時では、多摩川洪水浸水想定区域内に約 37,000 人及び土砂災害警戒区域内に約 5,000 人の市民が居住することから多くの避難者が見込まれる。指定避難所への物資搬送、また、ライフラインの供給停止等により在宅避難者への支援も一定程度対応する必要があることから、大量の物資を迅速かつ的確に供給する体制を構築する必要がある。

物的支援は、避難者数がピークとなる時期の対応が特に重要となることから、初動期から復旧期(初期)の受援応援の体制やルール等を定めることとする。

4 各章及び各受援業務の担当所管

(1) 各章の担当所管

各章を主体的に作成(改正)する担当所管は次のとおりとする。各章で改正が必要な際は、各所管が主体となり防災課と連携して対応することとする。

各章の作成(改正)担当所管

第1章	総則	消防本部
第2章	市の危機管理体制及び受援の体制	総務部・企画部・消防本部
第3章	救出救助機関からの受援	消防本部
第4章	人的支援の受援	総務部・企画部
第5章	物的支援の受援	総務部・企画部・市民部
第6章	協定自治体への応援要請	総務部・消防本部
第7章	他自治体への応援	総務部・企画部
第8章	その他	消防本部

(2) 各受援業務の担当所管

大規模災害時に、応援自治体等の受入れから各支援業務の実施までを円滑に対応するため受援に関する状況把握、取りまとめ、庁内調整などに対応できる組織体制が必要となる。

このため、都受援応援計画に基づき、各業務ごとに受入調整、受援状況の管理など受援に関する調整・取りまとめ業務を行う担当を明確化し、本市の受援体制を確立する。

各受援業務の担当所管一覧

受援応援種類	市の担当所管	主な相手先
人的支援 (専門業務等を除く)	総務部・企画部	都(人員調整部門) カウンターパート団体 協定締結自治体(協定先、姉妹都市等)
人的支援 (専門業務等)	業務を所管する各部	都(専門業務等担当各局) 協定締結自治体(協定先、姉妹都市等)
物的支援	総務部・企画部・市民部	都(物資・輸送調整チーム) カウンターパート団体(※次項参照) 協定締結自治体(協定先、姉妹都市等)
救出救助機関	消防本部	自衛隊、警察、消防
ボランティア	総務部・福祉部	市社会福祉協議会 ※市社会福祉協議会が、東京ボランティア・ 市民活動センターへ応援を要請
民間協定締結団体	業務を所管する各部	民間団体
民間非協定締結団体		

第2章 市の危機管理体制及び受援の体制

1 稲城市災害対策本部の組織及び運営

(1) 活動体制

市長は、地域防災計画に基づき市の地域において大規模な災害が発生し、又は発生すると認められたときは、災害対策活動の推進を図るため、稲城市災害対策本部(以下「本部」という。)を設置する。なお、夜間休日等の勤務時間外において東京地方に震度6弱以上の地震が発生した場合は、本部を自動的に設置する。

(2) 本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害対策基本法、稲城市災害対策本部条例(昭和38年条例第102号)及び稲城市災害対策本部条例施行規則(昭和52年規則第6号)の定めるところによるが、その概要は、次のとおりである。

ア 本部の組織

本部の組織は、次のとおり。

表 災害対策本部

名 称	分 掌 事 務 等
災害対策本部	<p>【本部の構成】 本部は、次の者をもって構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部長(市長) ・災害対策副本部長(副市長、教育長) ・災害対策本部員(総務部長、企画部長、市民部長、産業文化スポーツ部長、福祉部長、子ども福祉部長、都市建設部長、都市環境整備部長、教育部長、教育指導担当部長、病院事業管理者、市立病院事務長、議会事務局長、会計管理者、消防長、消防団長、総務部総務契約課長、総務部財産管理課長、企画部企画政策課長、企画部秘書広報課長、企画部財政課長、企画部ICT推進課長、福祉部生活福祉課長、福祉部健康課長、教育部総務課長、消防本部防災課長、その他本部長が必要と認める者) <p>【本部の所管事務】 本部は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部の非常配備態勢及び廃止に関すること ・重要な災害情報の収集及び伝達に関すること ・避難の勧告又は指示に関すること ・災害救助法の適用申請に関すること ・自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること ・国、東京都、他市町村及び関係防災機関に対する応援の要請に関すること ・災害対策に要する経費の処理方法に関すること ・前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること

注:各部の災害対応における分掌事務は、「第2章 第1節 市の役割」のとおり。
(稲城市災害対策本部条例施行規則より)

ア 本部長等の職務

本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

副本部長は、副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。本部長の代理については、次の順位でその職務を代理する。

- 第1 副市長
- 第2 教育長
- 第3 総務部長

2 受入れた防災関係機関等の活動場所

災害対応を円滑に実施するため、受入れた防災関係機関等の活動場所を、次のとおり定める。

別紙1 「大規模災害発生時における活動場所としての市施設の事前割り当て一覧」

3 人的及び物的支援の受援体制(カウンターパート方式)

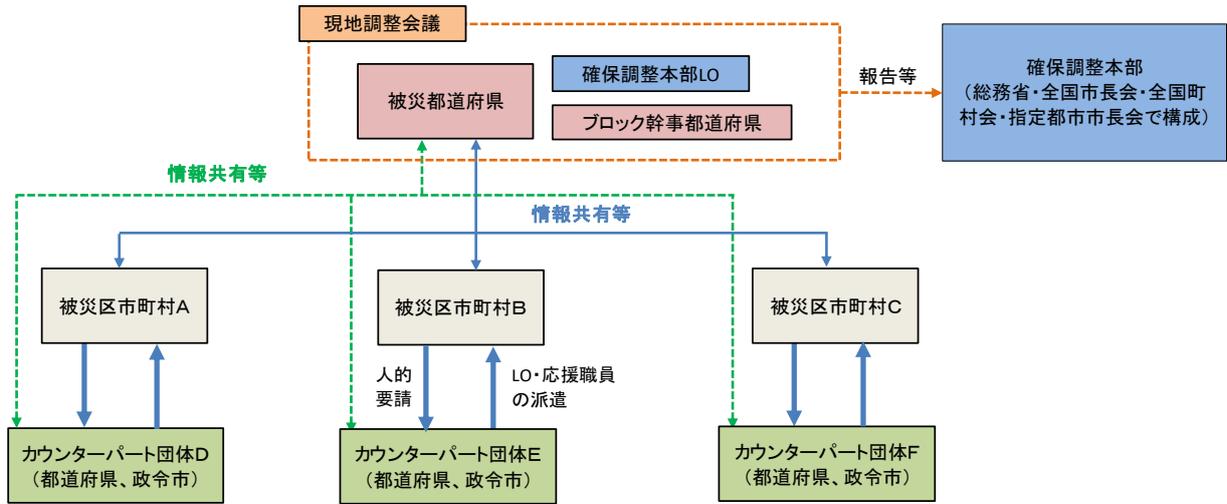
大規模な災害により被害が広範囲にわたるなど、応援対象の自治体が複数となる場合には、カウンターパート団体(被災自治体を一対一で支援する地方公共団体)を指定して支援を行う“カウンターパート方式”がとられる。

このカウンターパート方式は、東日本大震災以降、注目されるようになった支援方式であり、1つの地方公共団体が1つの被災自治体を支援することから、被災自治体の特性に合わせた細やかな支援の実現が期待できる支援体制である。

カウンターパート団体

- ・ 被災自治体に一対一の対口支援を行い、支援内容や人員に関する調整等を行う。
- ・ 原則として、道府県単位又は政令指定都市単位で指定される。
- ・ どの被災自治体にどの道府県等をカウンターパート団体として指定するかは、都が全国知事会等と調整する。
- ・ 人的支援及び物的支援の要請は、カウンターパート団体決定前は、都へ行うが、カウンターパート団体決定後は、都を経由せず直接当該団体へ、要請及び具体的な調整を行う(都へは定期的に状況を報告する)。
- ・ カウンターパート団体決定後は、相手先道府県等から情報連絡員(L.O.)が被災自治体へ派遣される。
- ・ 都が当初決定したカウンターパート団体だけでは支援が不足する場合は、都へ追加応援の要請を行う(1つの被災自治体へ複数のカウンターパート団体を割りあてることも可能)。

カウンターパート方式による受援応援のイメージ(被災市区町村応援職員確保システム)



「東京都災害時市区町村受援応援体制ガイドライン」から抜粋

4 受援窓口の設置

(1) 近年の大規模災害時における教訓及び受援担当部署の必要性

熊本地震等の近年の大規模災害における対応の課題として、応援要請を専門的に対応する部署が被災自治体に存在せず、様々な混乱が発生し、結果として、応援側・受援側、双方の災害対応に多くの支障をきたした。

そのため、内閣府は平成 29 年 3 月に「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を策定し、各自治体に受援業務を専門に対応する担当窓口の設置を求めた。

これに伴い、平成 30 年 1 月に策定された都受援応援計画においても、各市区町村に対して人的支援の要請について一元的に対応する専門の部署の設置が求められたところである。

そこで、本市の災害対策本部に、次号のとおり受援総括班を設置し、円滑な受援体制の構築を図ることとする。

過去の災害において、受援担当部署がなかったことによる様々な課題

■被災自治体においては…

- ・市内に一体何人の応援がどのような業務で入っているのかわからない
- ・被災市区町村によっては、どのように応援を頼んでよいかかわらず、応援要請が滞っていることに気が付くのが遅れた
- ・広域自治体も被災市区町村の状況が把握できず、業務の滞りに対して機動的な支援を行うことができなかった
- ・応援を頼む場合の庁内決裁が機動的ではなく、時間がかかった

■応援自治体においては…

- ・被災市区町村に連絡がつかない
- ・被災市区町村が他の業務に追われており、応援の申し入れに対応できず、応援に入れなかった
- ・応援県や関係機関の情報連絡員(派遣された連絡調整者)が駐在していたが、関係各班・課との会議の機会がなく、応援受援に関する連携・調整ができなかった。そのため、被災市区町村の負担軽減につながらなかった

(2) 受援総括班の設置

ア 構成

総務契約課を主担当として、秘書広報課を副担当とする。

受援総括班は、部内の他の災害業務から独立して受援業務に専念することを基本とする。

※人員に不足が生じた場合、P8 ウの③に示すとおり庁内調整を図るものとする。

《人数の目安》

- ・総務契約課、秘書広報課 それぞれ3名程度

イ 業務の範囲

① 相互応援協定に基づく自治体間応援

※ 応援要請を必要とした場合、第一優先として下記のとおり福島県相馬市への応援要請を実施する。

協定名：稲城市/相馬市/災害時等相互応援協定

要請方法：電話での応援要請とし、速やかに文書にて通知するものとする。

連絡先：福島県相馬市 総務部地域防災対策室 TEL0244-37-2121

② 都及びカウンターパート団体決定後の応援自治体からの人的応援

ただし、業務の専門性が高い場合や、協定等で制度化された応援手続きをあらかじめ定めている場合等は、独自の応援スキームで対応する。この場合は受援総括班が対応するのではなく、関係各々が直接都各局と調整し対応にあたることとし、受援総括班に報告する。

<人的応援対象業務の区分>

受援総括班が応援要請の対応をする業務	主に受援総括班以外の各部が対応する業務
<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部支援 ・避難所運営 ・物資仕分け・荷下ろし等 ・被災者総合相談窓口(受付窓口など) ・住家被害認定調査 ・罹災証明書発行業務 ・家屋被害概況調査 ・その他必要な業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定(社会公共施設等) 【総務部、教育部、産業文化スポーツ部、都市建設部】 ・被災建築物応急危険度判定(民間住宅等)【都市建設部】 ・被災宅地危険度判定【都市環境整備部】 ・応急仮設住宅等の供与に係る業務 【市民部、福祉部、子ども福祉部、教育部、産業文化スポーツ部、都市建設部】 ・応急修理に係る業務【都市建設部】 ・災害廃棄物の処理【都市環境整備部】 ・医療・保健支援(医師、保健師の派遣等)【福祉部】 ・応急給水【総務部、市民部、産業文化スポーツ部、福祉部、子ども福祉部、教育部】 ・下水道施設復旧【都市環境整備部】 ・道路・河川(水路)・橋梁等応急復旧【都市建設部】 ・福祉避難所運営【福祉部】 ・し尿等収集に係る業務【都市環境整備部】

※都の現地機動班については、原則自動参集であるため上記表には記載していない。

ウ 主な役割

① 受援に関する状況把握、とりまとめ

・応援対象業務について、何を、いつまでに、どれくらいの応援が必要かとりまとめる。

② 人的資源(※)の管理

※人的資源：受援に必要な人数・期間・職種(経験)

・人的資源に関するニーズと現状の受入状況から、過不足を整理する。

・被災の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を各業務の担当所管とともに検討し、必要と

なる人的資源を見積もる。

③ 庁内調整

- ・取りまとめた結果を庁内(本部会議等)で共有する。
- ・必要に応じて庁内間での職員の応援を調整する。

④ 応援要請

- ・必要となる人的資源について、庁外(都、カウンターパート団体等)へ応援要請をする。

⑤ 専門性が高い業務に関する受入状況等の把握

- ・専門性が高い業務の応援要請にあたっては、各業務の担当所管が独立して対応するが、要請状況や受入状況については、担当所管からの報告により、受援総括班も把握する。

⑥ 応援職員への支援

- ・庁内の各受援業務を所管する担当が、適切な執務環境(応援職員の待機場所、応援職員による定例ミーティングの開催ができる環境)を提供しているか配慮する(場所・環境の確保は、庁舎の被災等によって困難な場合もあるが、可能な限り検討する。)

⑦ 宿泊場所等の確保

- ・過去の災害対応において、応援職員の被災地までの交通手段や宿泊先確保などについては、応援自治体側で手配を行う「自己完結型」が通例となっている。しかし、被災状況によっては応援職員の宿泊先確保が困難な場合も想定されていることから地域振興プラザ会議室や必要に応じ、「ステーションホテルちやぼ」、「東横イン府中南武線南多摩駅前」等の民間協定団体への応援を要請し宿泊場所等の確保を実施する。

⑧ 調整会議の開催

- ・全体調整の必要性に応じ、調整会議(庁内の各受援業務の担当が参加)を開催・運営する。

(3) 各部局ごとの応援要請

各受援業務の特性に応じ、受援業務に関する役割分担や、応援職員の受入れに関する調整などを担う業務担当窓口を、対象業務の担当所管ごとに設置する。

なお、各業務の詳しい対応方法については、別添「各業務の応援要請方法」のとおりとする。

○主な役割

ア 受援に関する状況把握、とりまとめ

- ・応援対象業務について、何を、いつまでに、どれくらいの応援が必要か把握する。

イ 人的資源(※)の管理 ※人的資源:受援に必要な人数・期間・職種(経験)

- ・人的資源に関するニーズと現状の受入状況から、過不足を整理する。
- ・業務の実施状況を踏まえ、今後必要な業務内容を受援総括班とともに検討し、必要となる人的資源を見積もる。

ウ 庁内調整

- ・取りまとめた結果を前号の受援総括班に報告するとともに、必要に応じて応援を要請する。ただし、各所管で応援要請(前号で示した専門性が高い業務の応援要請)をする業務の場合は、受援総括班を経由せず、直接都各局等へ応援を要請するものとする。(この場合も、受援総括班への情報共有は、定期的に行う)。

エ 職員の業務分担の明確化

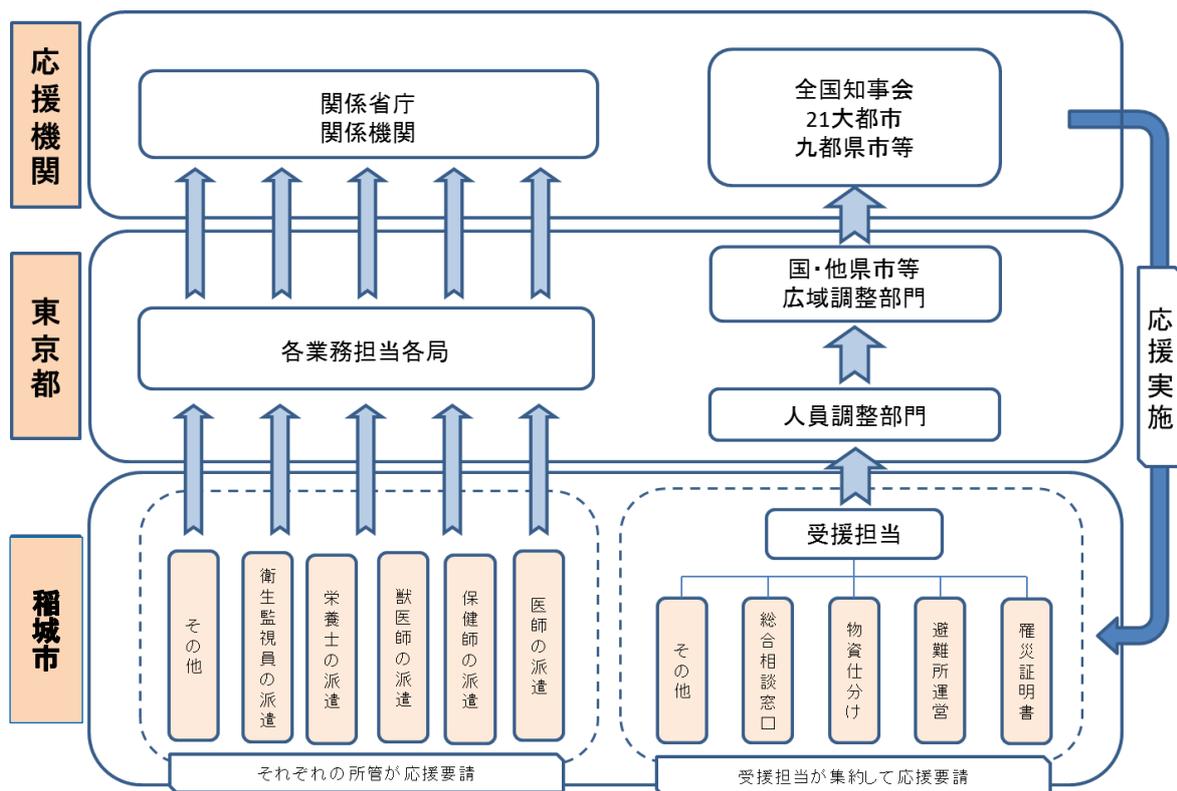
- ・各業務について、庁内職員と応援職員の業務分担を明確にする。
(原則として、庁内職員は統制・管理の仕事を担当し、応援職員が現場や窓口業務を担当するなど。)

オ 応援職員への支援

- ・業務に必要な場所、待機場所、資機材等の執務環境を準備するよう努める。
- ・受援総括班と協力し、応援職員の待機場所やミーティングを開催できる環境を提供する(場所・環境の確保は、庁舎の被災等によって困難な場合もあるが、可能な限り検討する。)

カ 調整会議への参加

- ・受援総括班が実施する調整会議へ参加する。



5 相互応援協定の枠組み

市における災害時相互応援協定

市は、災害時において他の自治体等の円滑な協力を得られるよう協定を締結し、相互応援協力体制を確立している。

※市が締結する協定先自治体への応援要請は第6章のとおり。

<稲城市が締結する他自治体等の相互応援協定>

協定名	協定の内容
東京消防庁/稲城市/消防相互応援協定	火災等の相互応援 府中市・調布市・多摩市の一部（消防団を含む）
稲城市/多摩市/消防団相互応援協定	火災等の消防団相互応援

	多摩市の連光寺・聖ヶ丘・馬引沢・諏訪の一部
東京都防災行政無線局設置等に関する協定	災害時における連絡体制の確保
稲城市消防本部と米空軍第374空輸団との消防相互応援協定	火災等の相互応援 多摩サービス補助施設（稲城市内）
川崎市/稲城市/消防相互応援協定	火災等の相互応援 多摩区・麻生区の一部
全国青年市長会災害相互応援協定	災害時における会員市の相互応援
稲城市/大空町/災害時相互応援協定	災害時において救援資機材の援助及び被災者救出、医療活動等の応急措置に関する相互応援
東京都26市3町1村の震災時等の相互応援に関する協定	震災時における被災者の救援等の応急措置に関する相互応援
災害時における資機材等の提供に関する覚書（警視庁多摩中央警察署）	災害時における応急対策活動用建設資機材の提供
稲城市災害対策用無線設置に関する協定（警視庁多摩中央警察署）	稲城市災害対策用無線設置の設置及び管理
稲城市/野沢温泉村/災害時等相互応援協定	災害時における救援資機材の援助及び被災者救出、医療活動等の応急措置に関する相互応援
新型インフルエンザ等出現時における施設等使用に関する協定（警視庁多摩中央警察署）	新型インフルエンザ等出現時における施設等の使用
稲城市/相馬市/災害時相互応援協定	災害時における救援資機材の援助及び被災者救出、医療活動等の応急措置並びに災害復興支援に関する相互応援
災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）	災害時の各種情報交換に関する協定
東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定	災害時における相互応援
稲城市/総社市/災害時相互応援協定	災害時において、被災者の救出や応急復旧に必要な物資・機材及び車両の提供や職員の派遣等に関する相互応援

第3章 救出救助機関からの受援

大規模災害発生時、市は警察、消防、自衛隊等の応援部隊の派遣を速やかに要請し、各部隊を迅速かつ的確に受け入れ、人命救助を第一とした災害応急対策活動を迅速に実施できるよう、都本部と緊密に連携を図る。

1 警察・消防への出動要請

他都道府県の警察・消防機関への広域応援要請

(1) 警察(警察災害派遣隊)への要請(警察法 60 条に基づき東京都公安委員会が要請)

警察災害派遣隊は、情報収集、避難誘導、救出救助、検視、遺体の調査及び身元確認の支援、緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導、行方不明者の搜索、治安維持、被災者等への情報伝達、被災地等における活動に必要な通信の確保等を行う。

(2) 緊急消防援助隊への要請(消防組織法 44 条に基づき市長が要請)

緊急消防援助隊は、消火、人命救助、傷病者の応急処置・救急搬送、情報収集等を行う。都知事(都本部(救出・救助統括室))は、大規模災害等が発生し、市長から応援要請を受け、都内の被災状況や消防力を考慮して、消防組織法(昭和22年法律第226号)第44条に基づく緊急消防援助隊の応援が必要と判断した場合は、緊急消防援助隊応援等の要請を消防庁長官に対して行う。(稲城市消防本部緊急消防援助隊受援マニュアル参照)

活動内容

市本部	消防本部
<ul style="list-style-type: none">○ 東京都、他の市区町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。○ 必要があるときは災害対策本部を設置し、直ちに、都知事にその旨を報告するとともに、警察署等の関係機関に通報する。○ 市内に災害救助法が適用されたときは、市長(本部長)は、都知事(都本部長)の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。○ 夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡体制を確保する。	<ul style="list-style-type: none">○ 災害の規模に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。○ 消防力を最大限に活用し消火活動や救助隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。○ 警視庁、自衛隊、消防団、自主防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。○ 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。

2 自衛隊への派遣要請

(1) 派遣要請

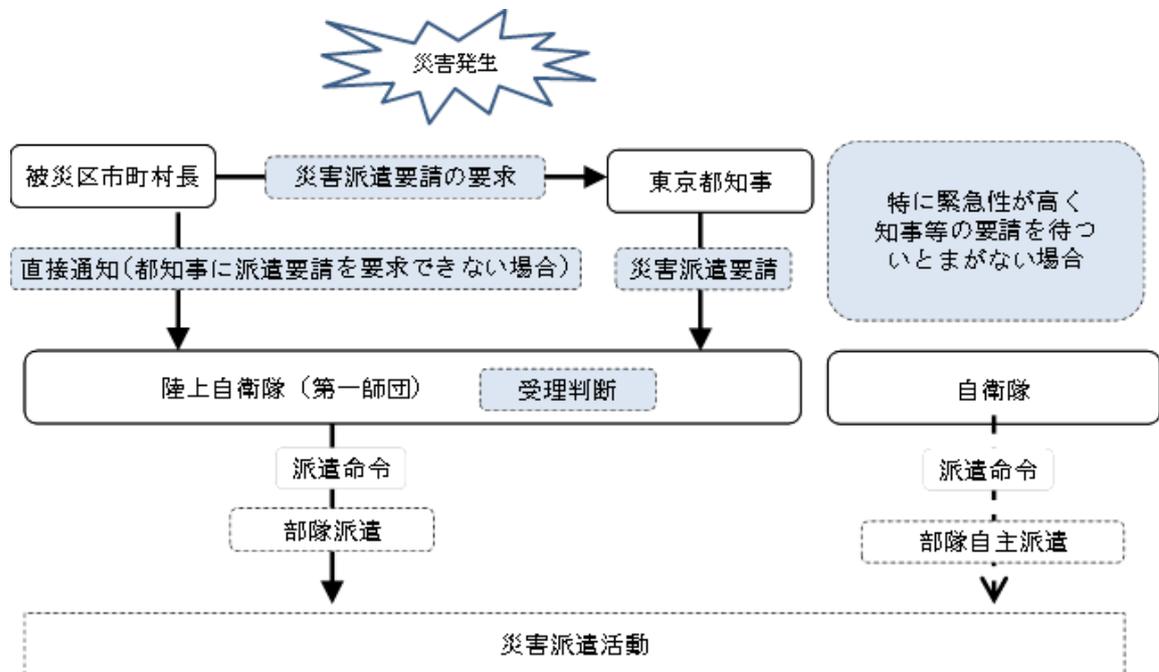
ア 都知事への要請

市長は災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認めた場合、都知事に対し自衛隊法第83条第1項の規定により自衛隊の災害派遣を要請する。

イ 市長から自衛隊へ直接通知する場合

事態が切迫し都知事に要請する時間がない場合、若しくは通信の途絶等により都知事に対する要請ができない場合には、市長は直接自衛隊に被害状況を通知し、自衛隊はこの通知を受け派遣を開始する。

<自衛隊への災害派遣要請の流れ>



【参考】自衛隊の災害派遣要請実施の可否の判断3原則

人命又財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて

緊急性：差し迫った必要性があること

非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段があること

公共性：公共の秩序を維持するという妥当性があること

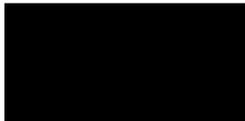
ウ 自衛隊の活動内容

- 被害状況の把握
- 避難者の援助
- 避難者等の搜索救助
- 水防活動
- 消防活動
- 道路又は水路の啓開
- 応急医療、救護及び防疫
- 人員及び物資の緊急輸送
- 被災者生活支援
- 危険物の保安及び除去
- その他臨機の措置等

(2) 自衛隊L.O.の受入

庁舎、現地の活動拠点等の必要な場所において、自衛隊L.O.を受入れ、災害及び対応状況に関する情報を提供する。

受入れに向けた手順については、平素から陸上自衛隊練馬駐屯地第1後方支援連隊第1整備大隊と協議するものとする。

	連絡責任者	
	昼間	夜間
陸上自衛隊 練馬駐屯地第1後方支援連隊 第1整備大隊		

3 大規模救出救助活動拠点の活用

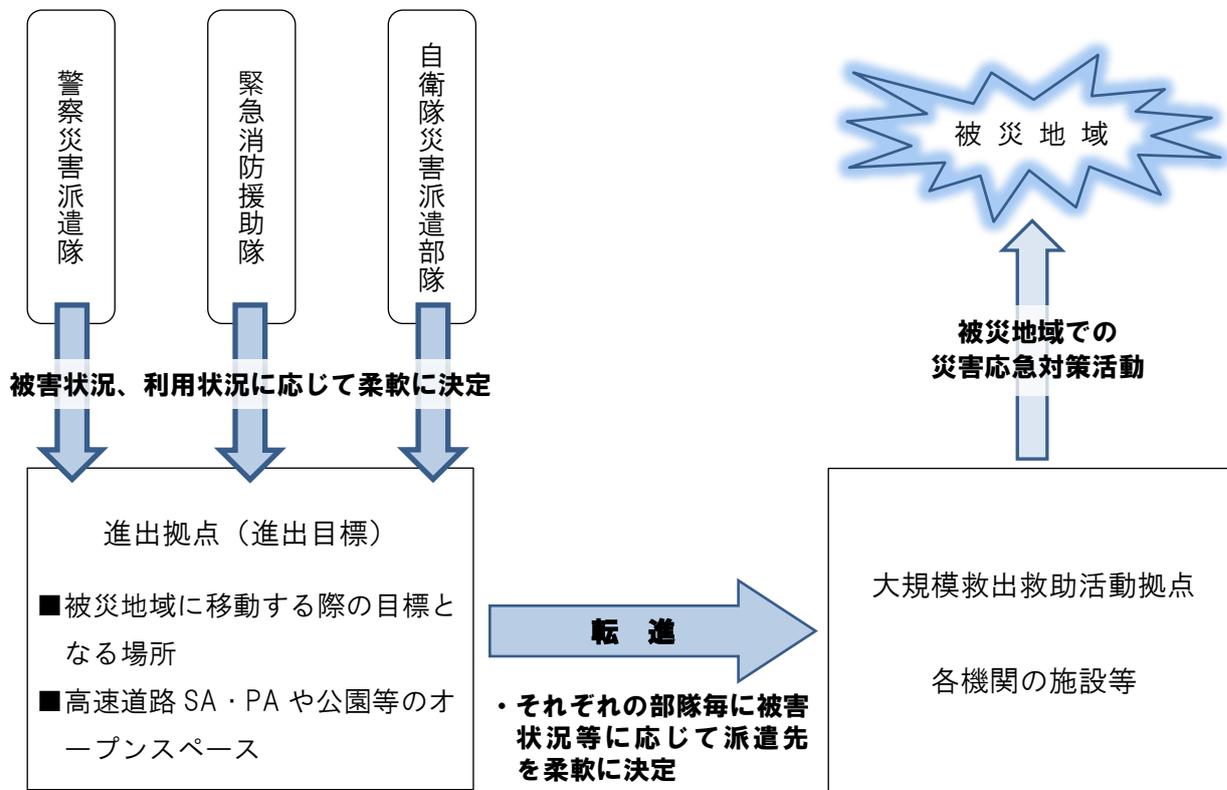
(1) 大規模救出救助活動拠点

- ア 大規模災害発生時に、自衛隊、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、その他の広域支援・救助部隊等の救出救助機関を円滑に受入れるスペースを地域防災計画に基づき、P15(3)市内の大規模救出活動拠点についてのとおりに指定する。
- イ ヘリコプターの緊急離発着陸場として活用する活動拠点を上記ア及びふれんど平尾とする。
- ウ 各活動拠点における施設の使用の可否等の判断については、管理者及び市の協議の上決定する。

(2) 活動体制

- ア 消防職員は、地域防災計画に基づき震度5弱以上の震災、水防非常配備態勢が発令された風水害に、稲城市消防本部若しくは上平尾消防出張所へ参集し、災害活動、大規模救出救助活動拠点の運営や、被害情報の収集等を行う。
- イ 拠点での受入れ準備や受入れに伴う各機関との連携、各種調整など、各機関の活動に必要な支援を行う。
- ウ 対応に必要な無線等の資機材は、事前に消防本部が準備する。

<各応援部隊の進出と活動拠点>



「東京都災害時区市町村受援応援体制ガイドライン」から抜粋

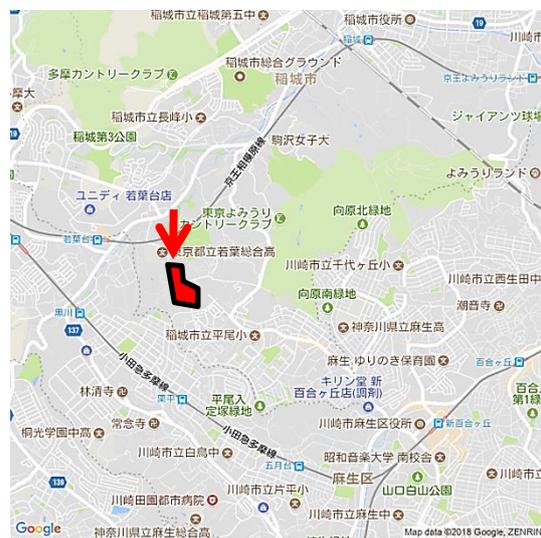
(3) 市内の大規模救出活動拠点について

番号	名 称	所 在 地	面積	電 話 番 号
1	公益社団法人 九段盡性園グラウンド	矢野口 3750-11	27,000 m ²	
2	日本大学グラウンド	坂浜字 19 号 1382-1	29,000 m ²	
3	稲城中央公園総合 グラウンド	稲城市長峰1-1	19,220 m ²	

1 公益社団法人九段盡性園グラウンド



2 日本大学グラウンド



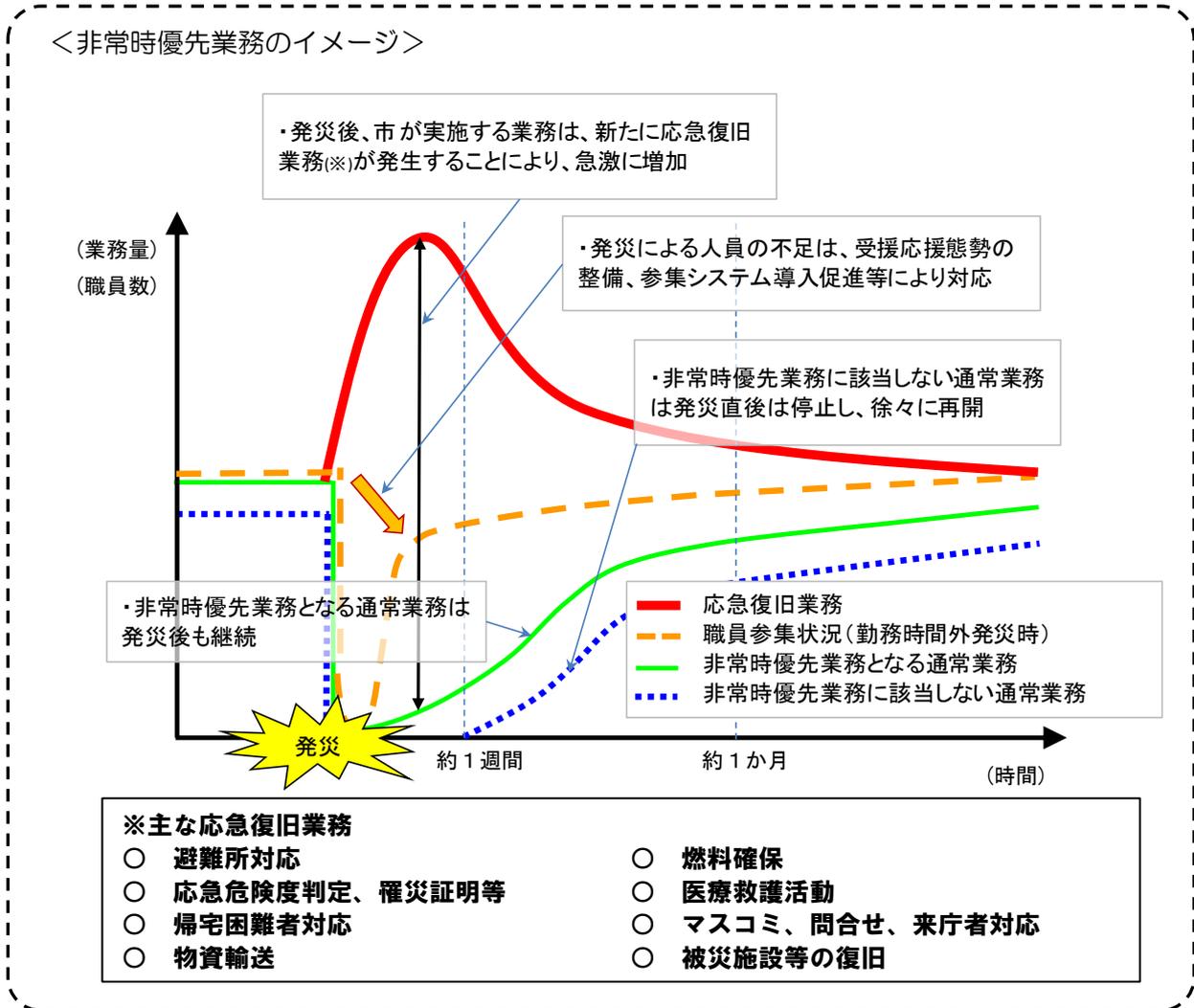
3 稲城中央公園総合グラウンド



第4章 人的支援の受援

1 非常時優先業務の実施

市内で大規模災害が発生した場合、市は「稲城市災害時業務継続計画」に基づき、全庁を挙げた災害対応態勢を直ちに確立する。通常業務は原則として停止し、非常時優先業務を確実に実施するため、当該業務に必要な人員等を確保するとともに、非常時優先業務を実施できる体制を構築する。



「東京都災害時受援応援計画」を抜粋

2 基本的な考え方

市内で大規模災害が発生した場合、業務継続計画(BCP)等に基づき通常業務は可能な限り縮小し、非常時優先業務を確実に実施するための必要な人員等を確保し、受援体制を構築する必要がある。

本市単独の人員では十分な災害対応が実施できないと見込まれる場合、市から都本部(人員調整部門)に対して速やかに受援を要請する。

3 基本的な枠組み

人的支援の基本的な枠組みは、都、協定自治体など複数のスキームがある。どのスキームで要請するかは、それぞれの特徴を考慮の上、対応する。

要請先	応援概要	
<p style="text-align: center;">東京都</p> <p>右に示す応援スキームの内、どのスキームで応援を要請するかは、要請内容や被害状況に基づき、都が調整を行う。 (基本的に、市は応援の相手先まで指定することは求められていない。市は、必要とする応援内容等を可能なかぎり詳細に都へ要請することに努める。)</p>	特徴	<p>全国単位の大規模な要請が可能。原則、道府県単位で応援が行われ、道府県庁がとりまとめ、統制が比較的とりやすいことが期待できる。</p>
	種類	都内市町村相互応援に関する協定に基づく応援
		都道府県間相互の応援協定や民間企業等との協定に基づく応援
		全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく応援 (全国知事会の調整)
		全国市長会・全国町村会の調整による応援
		指定都市市長会の調整による応援
		被災市区町村応援職員確保システムによる応援 国機関への応援
<p style="text-align: center;">東京都、都内区市町村</p> <p style="text-align: center;">東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定</p>	特徴	<p>災害対策基本法に基づく災害時等において、東京都知事若しくは他の区市町村に対し（いとまがない場合は知事に対して）、職員の応援、施設や必要資器材の提供やあっせん等の応援を要請できる。</p>
	種類	災害時相互応援協定に基づく応援要請
<p style="text-align: center;">26市3町1村</p> <p style="text-align: center;">震災時相互応援協定</p>	特徴	<p>それぞれの協定自治体に対して、個別に応援要請する。相手自治体に対して直接要請するので、要請は容易に行えるが、複数の団体に要請を行うと、応援の調整相手が多くなり、結果的に災害対応業務に支障をきたす可能性もある。</p>
	種類	災害時相互応援協定に基づく応援要請
<p style="text-align: center;">全国市長会</p> <p style="text-align: center;">防災対策特別委員会</p>	特徴	<p>発災急性期における被災都市自治体への支援を強化するとともに、相互の情報交換等による防災力強化を図る。市長相互の緊密な連携のもと、迅速かつ効果的な被災地支援が行えるよう、また、その支援状況等の情報を集約することのできる緊急連絡網による体制を整備する。</p>
	種類	災害発生直後の急性期における支援体制
<p style="text-align: center;">全国青年市長会災害</p> <p style="text-align: center;">相互応援協定に関する要綱</p>	特徴	<p>応援を要請する場合には、会長市又は副会長市に電話等で要請し、後日、要請内容を示した文書を提出するものとし、会長市、副会長市並びに役員市が応援体制を決定する。全国に会員市があるため、東京地方に甚大な被害が発生した場合においても応援を要請することができる。</p>
	種類	災害時相互応援協定に基づく応援要請

稲城市・大空町災害時相互応援協定 稲城市・相馬市災害時等相互応援協定 稲城市・野沢温泉村災害時等相互応援協定 稲城市・総社市災害時相互応援協定	特徴	稲城市内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の大規模災害が発生し、被災者救護等の応急措置を実施するために必要な救援資機材・物資の供給及び被災者救出、医療活動等の人員が不足した場合に電話等で応援要請を行うことができる。
	種類	災害時相互応援協定に基づく応援要請

4 人的受援の判断基準

市に対する人的受援応援の判断基準

- (1) 市内で災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、市単独では十分な災害応急対策が実施できないと見込まれる場合、市長は都知事及び応援協定先に対して速やかに災害派遣を要請する。
- (2) 震災、風水害等の大規模災害等の状況により、現有する消防力だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、速やかに都知事に対して、緊急消防援助隊の応援要請を行う。
- (3) その他災害発生の状況に応じ、いとまがない場合は、直接部隊等へ通報し、速やかに都知事に通知する。

5 都を経由した応援要請及び都への応援要請手続き

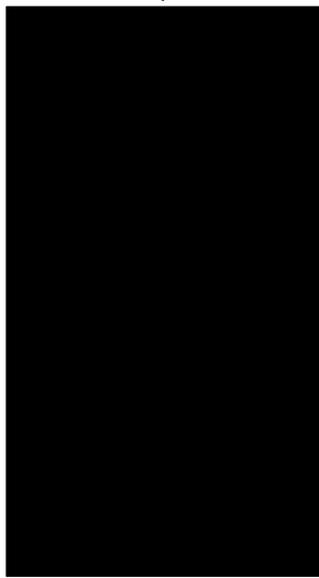
(1) 都及びカウンターパート団体への応援要請（専門業務等の応援要請を除く）

本市の人員のみでは十分な災害対応が困難と見込まれる場合は、速やかに都本部（人員調整部門）に対し、応援要請を行う。要請を受けた都は、庁内各局及び都内の非被災区市町村と応援に向けた調整を進めるとともに、広域応援協定団体等への応援要請を行う。

なお、広域応援協定団体等において本市の支援を担当するカウンターパート団体が決定した場合は、都本部（国・他縣市等広域調整部門）から決定通知がある。

カウンターパート団体決定後は、カウンターパート団体と本市が直接、応援職員に関する具体的な調整を行う。

人的応援 関係機関連絡先一覧

	首都直下地震で想定される 主な受援対象業務	市		都 <small>（都受援計画より抜粋）</small>		
		担当所管	応援要請所管	担当所管	連絡先	FAX
1	情報連絡員	総務部 消防本部	自動要請	都本部 （人員調整部門）		
2	災害対策本部支援	総務部 消防本部	受援総括班			
3	避難所運営	市民部、教育部、福祉部 産業文化スポーツ部 こども福祉部				
4	物資仕分・荷下ろし等	市民部				
5	被災者総合相談窓口 （窓口受付等）	市民部				
6	住家被害認定調査	市民部、企画部 都市建設部				
7	罹災証明書発行業務	市民部、企画部 消防本部（火災）				
8	家屋被害概況調査	都市建設部				

都への人的支援の要請手順

	市	都
応 援 要 請	<p>① 応援要員数の把握・とりまとめ</p> <p>職員の参集状況や災害の状況等を把握し、必要な人員から不足人員を算出し、応援要員数をとりまとめる。</p>	
	<p>② 応援要請の判断、決定</p> <p>人員不足が見込まれる場合、応援要請に関する判断・決定を行う。</p>	
	<p>③ 応援要請の実施</p> <p>都本部(人員調整部門)に対し、「<u>応援要請シート(様式1-1)</u>」により応援を要請する。</p> <p>その際、以下の点について可能な限り明確にし、応援要請シートに記載するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要請人数 ・期間 ・集合場所 ・活動内容 ・活動場所 ・応援職員に求める要件(職種、資格、経験) ・必要な資機材等 <p>なお、大規模災害などで被害状況の把握ができず、具体的な要請内容の記載が困難な場合は、速やかに包括的な応援要請を行うことし、「応援要請シート(様式1-1)」を提出するいとまがないときは、電話等により都本部(人員調整部門)あてに口頭で要請し、後日速やかに提出する。</p>	
		<p>④ 都・非被災区市町村間での応援人員の調整</p> <p>都本部(人員調整部門)は、要請内容を把握した後、都各局及び非被災区市町村と調整し、応援人員の調整を行う。</p>
		<p>⑤ 広域応援協定団体への応援要請</p> <p>都本部(人員調整部門)は、被災区市町村の応援要請が都各局及び非被災区市町村の応援職員だけでは対応が困難と見込まれる場合は、都本部(国・他縣市等広域調整部門)を通じて、広域応援協定団体に対し、被災区市町村のカウンターパート団体を決定するための調整を実施する。</p>

	市	都
都 及 び 都 内 区 市 町 村 間 応 援		⑥被災区市町村に対する都及び非被災区市町村の応援職員の決定 前述の④で調整した人数を基に、都各局及び非被災区市町村の応援職員をそれぞれ決定する。
		⑦区市町村への応援要請結果の報告 被災区市町村への応援職員の派遣人数等を決定した場合、都本部(人員調整部門)は、上記③で被災区市町村から提出された「応援要請シート」処理欄に派遣人数、派遣団体名、到着日時等、必要事項を記入し、被災区市町村へ報告する。
		⑧都本部への応援職員受入の報告等 応援職員が到着したら、受援総括班は「 <u>応援職員等名簿(様式2)</u> 」を作成し、都本部(人員調整部門)へ「 <u>受援状況報告書(様式3-1)</u> 」により報告する。 応援職員等名簿は応援職員の受入れの都度作成するとともに、受援状況報告書の情報を定期的に更新し、都本部(人員調整部門)の指定する時期にあわせて活動状況を報告する。
		⑨応援職員に対するガイダンス・派遣等 応援職員に対して被災状況、業務内容、担当区域等に係るガイダンス等を行い、各活動場所へ派遣する。
		⑩応援職員が円滑に活動するための態勢整備 応援職員は都内の複数の自治体から派遣され、個別に活動する場合も想定されるため、各業務の運営に関しては、原則、応援職員と毎朝ミーティングを行い、当日の行動計画を伝達するとともに、業務終了後などに業務の進捗状況、課題及び被災状況等を共有し、翌日の行動計画を決定する。
		⑪調整会議の実施 受援総括班の担当者と都の情報連絡員等で定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の応援職員の見通しについて情報共有を図る。

	市	都
広 域 応 援		<p>⑫被災区市町村への応援要請結果の報告</p> <p>⑤の調整の結果、都本部(国・他縣市等広域調整部門)を通じて広域応援調整団体から、被災区市町村のカウンターパート団体や派遣人数等が決まった場合、都本部(人員調整部門)は、被災区市町村から要請のあった「応援要請シート」処理欄に派遣人数、派遣団体名、到着日時等、必要事項を記入し、区市町村災害対策本部等へ派遣要請結果を報告する。</p>
		<p>⑬都本部への応援職員受入れの報告等</p> <p>応援職員が到着したら、受援総括班は「<u>応援職員等名簿(様式2)</u>」を作成し、都本部(人員調整部門)へ「<u>受援状況報告書(様式3-1)</u>」により報告する。</p> <p>応援職員等名簿は応援職員の受入れの都度作成し、受援状況報告書の情報を定期的に更新し、都本部(人員調整部門)の指定する時期に合わせて活動状況を報告する。</p>
		<p>⑭応援職員の活動場所への派遣</p> <p>受援総括班は、応援職員に対して被災状況、業務内容、担当区域等に係るガイダンス等を行い、各活動場所へ派遣する。</p>
		<p>⑮応援職員が円滑に活動するための態勢整備</p> <p>応援職員は都外の複数の自治体から派遣され、別個に活動することも想定されるため、各業務の運営に関しては、原則、応援職員と毎朝ミーティングを行い、当日の行動計画を伝達する。</p> <p>また、業務終了後などに業務の進捗状況、課題及び被災状況等を共有し、翌日の行動計画を決定する。</p>
		<p>⑯被災区市町村による調整会議の実施</p> <p>受援総括班の担当者及び都、カウンターパート団体の情報連絡員等で定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の応援職員の見通しについて情報共有を図る。</p>
		<p>⑰広域応援協定団体への追加応援要請</p> <p>被災区市町村からの追加の人的応援要請等により、都本部(人員調整部門)が当初決定されたカウンターパート団体だけでは、被災区市町村への人的支援を十分に行えないと判断した場合、都本部(国・他縣市等広域調整部門)を通じて、カウンターパート団体と調整し、不足する応援職員の追加応援要請を依頼する。</p>

(2) 専門業務団体、都各局への応援要請

受援が必要な業務のうち、国が所管する専門分野に関する業務や、都各局との個別協定等により要請手続きが定められている業務の受援については、市の各担当所管から都の各局等へ直接応援の要請及び調整を行う。ただし、この場合も、受援総括班に対しては、定期的に状況を報告し、情報の共有を図ることとする。

なお、各業務の詳しい応援要請方法については、別添「各業務の応援要請方法」のとおりとする。

人的応援(専門業務等) 関係機関連絡先一覧

	首都直下地震で想定される 主な受援対象業務	市		都(都受援計画より抜粋)		
		担当所管	応援要請所管	担当所管	連絡先	FAX
1	被災建築物応急危険度判定 (社会公共施設等)	各施設所管部	都市建設部	都本部(公共建築物等 応急危険度判定部会)	[Redacted]	[Redacted]
2	被災建築物応急危険度判定 (民間住宅等)	都市建設部		都市整備局 市街地建築部 建築企画課		
3	被災宅地危険度判定	都市環境整備部		都市整備局 市街地整備部 区画整理課		
4	応急仮設住宅等 の供与に係る業務	市民部 福祉部 子ども福祉部 教育部 都市建設部 産業文化スポーツ部		住宅政策本部住宅企 画部企画経理課・不動 産業課 住宅政策本部都営住 宅経営部指導管理課・ 住宅整備課		
5	応急修理に係る業務	都市建設部	同左	住宅政策本部住宅企 画部企画経理課・マン ション課		
6	災害廃棄物の処理	都市環境整備部		東京都災害廃棄物 対策本部		
7	医療・保健支援 (医師・保健師の派遣等)	<DMAT> 福祉部		福祉保健局 医療政策部 救急災害医療課		
		<こころのケア> 福祉部		福祉保健局 障害者施策推進部 精神保健医療課		
		<保健師> 福祉部		福祉保健局 保健政策部 保健政策課		
8	応急給水	市民部 福祉部 子ども福祉部 教育部、総務部 産業文化スポーツ部		給水対策本部 (水道局)		
9	下水道施設復旧	都市環境整備部		下水道局 災害対策本部		
10	道路・河川(水路) ・橋梁等応急復旧	都市建設部		建設局 災害対策本部		
11	福祉避難所運営	福祉部		災害福祉広域調整セ ンター(福祉保健局)		
12	災害用トイレ し尿等収集に係る業務	都市環境整備部		東京都環境局 廃棄物対策課		

(3) 東京都からのプッシュ型人的支援

災害発生時の人的支援は、被災区市町村からの要請に基づき行うことを原則としているが、本市の被害状況等が甚大で要請を行えない場合は、都本部(人員調整部門)により、本市が要請しなくとも人的支援に係る総合調整を実施するものとしている。都がプッシュ型人的支援を行う場合は、本市からの応援要請があったものとみなすこととしている。

6 受援対象業務の特定

災害対応の初動期は、特に対応すべき事案や多くの業務が発生するが、こうした状況においても混乱することなく、応援側と円滑な意思疎通を図ることが重要である。

このため、災害時の想定しうる受援対象業務の洗い出しや整理、各業務の発生時期、優先度等をあらかじめ整理しておき、応援側と共有しておくことが重要である。

本計画で事前に体制を構築する受援対象業務は、都受援計画を準用し、次のとおりとする。



	多摩直下地震で想定される 主な受援対象業務	市の担当所管	～12時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間	～3週間	3週間～
1	情報連絡員	総務部 消防本部	[Dark Blue]			[Black]	[Black]	[Black]	[Light Grey]
2	災害対策本部支援	総務部 消防本部	応援 要請	[Black]	[Black]	[Black]	[Light Grey]	[White]	[White]
3	避難所運営	市民部 福祉部 子ども福祉部 教育部 産業文化スポーツ部	応援 要請	[Dark Blue]			[Black]	[Black]	[Light Grey]
4	物資仕分・荷下ろし等	市民部	応援 要請	[Dark Blue]			[Black]	[White]	[White]
5	被災者総合相談窓口 (窓口受付等)	市民部	応援 要請	[Black]	[Black]	[Black]	[Light Grey]	[White]	[White]
6	住家被害認定調査	市民部、企画部 都市建設部			応援 要請	[Light Grey]	[Dark Blue]		
7	罹災証明書発行業務	市民部、企画部 消防本部 (火災)			応援 要請	[Light Grey]	[Dark Blue]		
8	家屋被害概要調査	都市建設部					応援 要請	[Dark Blue]	
9	被災建築物応急危険判定 (社会公共施設等)	各施設担当所管	応援 要請	[Dark Blue]			[Black]	[Light Grey]	[White]
10	被災建築物応急危険判定 (民間住宅等)	都市建設部		応援 要請	[Light Grey]	[Dark Blue]	[Dark Blue]	[Black]	[Light Grey]
11	被災宅地危険度判定	都市環境整備部		応援 要請	[Light Grey]	[Dark Blue]	[Dark Blue]	[Black]	[Light Grey]
12	応急仮設住宅等 の供与に係る業務	市民部 福祉部 子ども福祉部 教育部 都市建設部 産業文化スポーツ部		応援 要請	[Light Grey]	[Dark Blue]	[Dark Blue]	[Dark Blue]	[Dark Blue]
13	応急修理に係る業務	都市建設部		応援 要請	[Light Grey]	[Dark Blue]	[Dark Blue]	[Dark Blue]	[Dark Blue]
14	災害廃棄物の処理	都市環境整備部	応援 要請	[Light Grey]	[Black]	[Dark Blue]	[Dark Blue]	[Dark Blue]	[Dark Blue]
15	医療・保健支援 (医師・保健師の派遣等)	福祉部	応援 要請	[Dark Blue]					
16	応急給水	市民部 福祉部 子ども福祉部 教育部 総務部 産業文化スポーツ部	応援 要請	[Dark Blue]	[Light Grey]				
17	下水道施設復旧	都市環境整備部	応援 要請	[Dark Blue]					
18	道路・河川(水路) ・橋梁等応急復旧	都市建設部	応援 要請	[Dark Blue]					
19	福祉避難所運営	福祉部			応援 要請	[Dark Blue]	[Dark Blue]	[Dark Blue]	[Dark Blue]
20	災害用トイレ し尿等収集に係る業務	都市環境整備部			応援 要請	[Dark Blue]	[Dark Blue]	[Dark Blue]	[Dark Blue]

7 ボランティアの受入

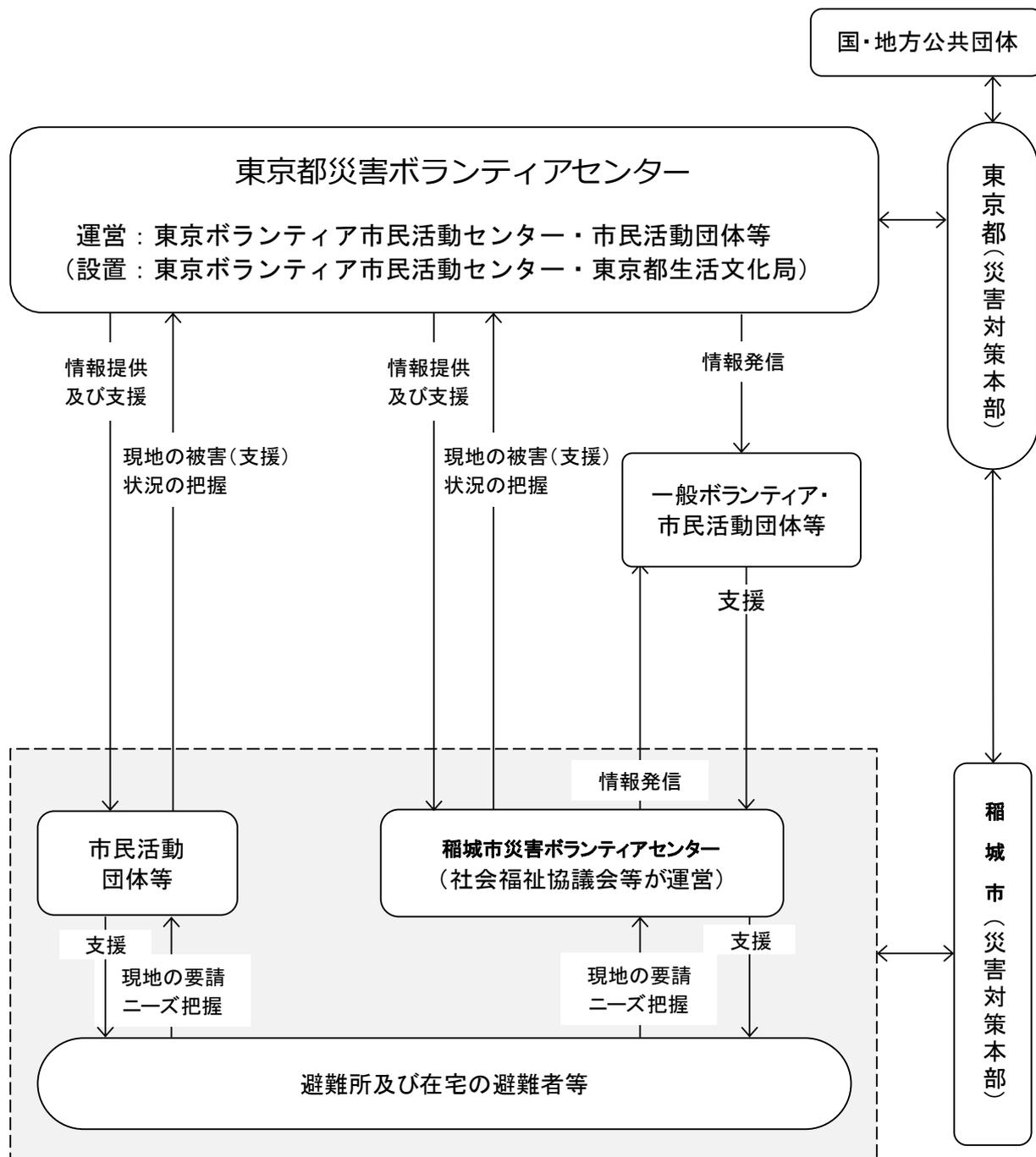
災害時の膨大なニーズに対応するためには稲城市災害ボランティアセンター及び東京都災害ボランティアセンターと連携してボランティアを受入れ、ボランティア活動を支援することが重要である。

(1) 都の枠組み

- ア 都及び東京ボランティア・市民活動センターは、災害時に協働して東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村等と連携して、一般ボランティアが被災自治体のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援を行う。
- イ 都は、東京都災害ボランティアセンターの設置及び運営支援を担い、都内外の被災状況の情報収集や国・道府県・区市町村等との連絡調整、区市町村からの要請に基づく区市町村災害ボランティアセンターの代替施設や資機材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保等を行う。
- ウ 東京ボランティア・市民活動センターは、都と市民活動団体と連携して東京都災害ボランティアセンターの設置及び運営を担い、市民活動団体と連携して区市町村災害ボランティアセンターを支援するとともに、被災区市町村のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入状況の情報提供等を行う。

(2) 市の枠組み

- ア 大規模災害時における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するため、市、稲城市社会福祉協議会、市民活動団体等は平常時より相互に連携する。
- イ 稲城市社会福祉協議会との協働により、稲城市災害ボランティアセンターを設置し、一般ボランティア(※)を中心に受入れる。(※専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供するボランティア)
- ウ 必要に応じて、東京都災害ボランティアセンターに次の支援等を要請する(各項目は都地域防災計画震災編より抜粋)。
 - ア 災害ボランティアコーディネーターの派遣
 - イ 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する支援
 - ウ 資機材・ボランティア等の区市町村間の需給調整
 - エ 災害ボランティアセンター代替施設の確保
- エ 必要に応じて、東京都災害ボランティアセンターに本市のボランティアニーズや被害状況等の必要な情報を報告する。
- オ 災害ボランティアセンターの業務は多岐にわたるため、市、社会福祉協議会、ボランティアが行う活動や役割を事前に整理しておく。
- カ 稲城市社会福祉協議会と協力して、災害ボランティアセンターの運営マニュアルを用意しておくとともに、訓練等を行い災害時に多数のボランティアを受入れるための手順の確認をしておく。



第5章 物的支援の受援

1 基本的な考え方

発災直後は、市場流通機能が麻痺し、必要な物資の購入ができない可能性が高いことから、自助の取組みとして、地域防災計画に基づき食料・水・生活必需品について発災後3日間以上の家庭内備蓄を推進している。一方で、家屋の倒壊等により、避難所への避難を余儀なくされる被災者もいることから、都と市は連携して、避難者を対象に3日分の食料・生活必需品を備蓄している。

そして、発災後4日目以降や備蓄物資が不足する場合は、都に対して物資の支援要請を物資調達・輸送調整等支援システムを活用して行う。要請を受けた都は、国や他都道府県等の広域団体への支援要請を行い、受入れた支援物資を被災区市町村へ輸送する。

なお、発災当初は、被災区市町村において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給の能力が低下すること等から、都は、必要に応じて被災区市町村からの具体的な要請を待たずに必要不可欠と見込まれる物資の輸送を行う(都から区市町村に向けたプッシュ型支援)こともあるため、本市としても、迅速な支援物資の受入体制を構築する必要がある。

国においても、都及び区市町村の備蓄物資が発災後数日で枯渇することを踏まえ、都の具体的な要請を待たずに、発災後4日目から7日目までに必要不可欠と見込まれる物資を輸送する(国から都に向けたプッシュ型支援)計画となっている。

2 受入体制及び役割

(1) 地域内輸送拠点の開設

都備蓄物資、国等の支援物資を受入れるため、地域内輸送拠点の開設を行う。

発災後の、都備蓄倉庫からの物資は原則、区市町村が設置する地域内輸送拠点へ供給することから、平時より下記の地域輸送拠点を整備することとする。

地域内輸送拠点	最寄りのインターチェンジ
稲城長峰スポーツ広場	中央自動車道稲城 IC

(2) 備蓄物資の避難所への輸送

必要に応じ下記、市防災倉庫より備蓄物資を輸送する。

ア 市の防災倉庫の備蓄物資を避難所へ輸送する。

独立備蓄倉庫一覧

矢野口防災倉庫	矢野口 2271-1	大丸防災倉庫	大丸 546-4
百村防災倉庫	百村 115-1	坂浜防災倉庫	坂浜 974
平尾防災倉庫	平尾一丁目 41-14	押立防災倉庫	押立 825
長峰防災倉庫	長峰二丁目 31-1	ふれんど平尾防災倉庫	平尾一丁目9-1
稲城中央公園防災倉庫	長峰一丁目1-1	若葉公園防災倉庫	若葉台一丁目 19-19

(4) 物的支援の枠組み

物的支援に係る防災関係機関の役割は以下のとおりである。

名称	役割
都(災害対策本部)	<p>物資の調達、保管、搬送など物資対策全般を一体的に運用するため、都本部(各局調整部門)の下に物資・輸送調整チーム(都庁各局や物流関係団体、事業者等で構成)を設置する。</p> <p>速やかに都備蓄倉庫から区市町村が設置する地域内輸送拠点へ都備蓄物資を供給するとともに、国や道府県等の支援物資を受入れる広域輸送基地(東京都多摩広域防災倉庫、東京都立川地域防災センター、各トラックターミナル、埠頭、空港等)の開設を行う。</p>
国(現地対策本部)	<p>発災後4日目から7日目までに必要となる支援物資を、遅くとも発災後3日目までに広域輸送基地(東京都多摩広域防災倉庫)に向けてプッシュ型支援を行う。</p> <p>プッシュ型支援終了後は、都の要請に基づき、プル型支援に移行する。</p>
協定締結事業者	<p>物資調達に関する協定事業者は、市の要請等に基づき、地域内輸送拠点若しくは避難所に調達物資を輸送する。</p> <p>物資輸送に関する協定事業者は、市の要請等に基づき、市備蓄倉庫の備蓄物資を地域内輸送拠点又は避難所に輸送する。</p> <p>そのほか市にて締結している協定に基づき、物資輸送を担う。</p>
相互応援協定締結自治体	被災市の要請に基づき、支援を行う。
広域応援協定団体	都の要請に基づき、被災市の支援を行う。被災市と調整の上、地域内輸送拠点や避難所等に支援物資を輸送する。

3 物的支援の受入の流れ

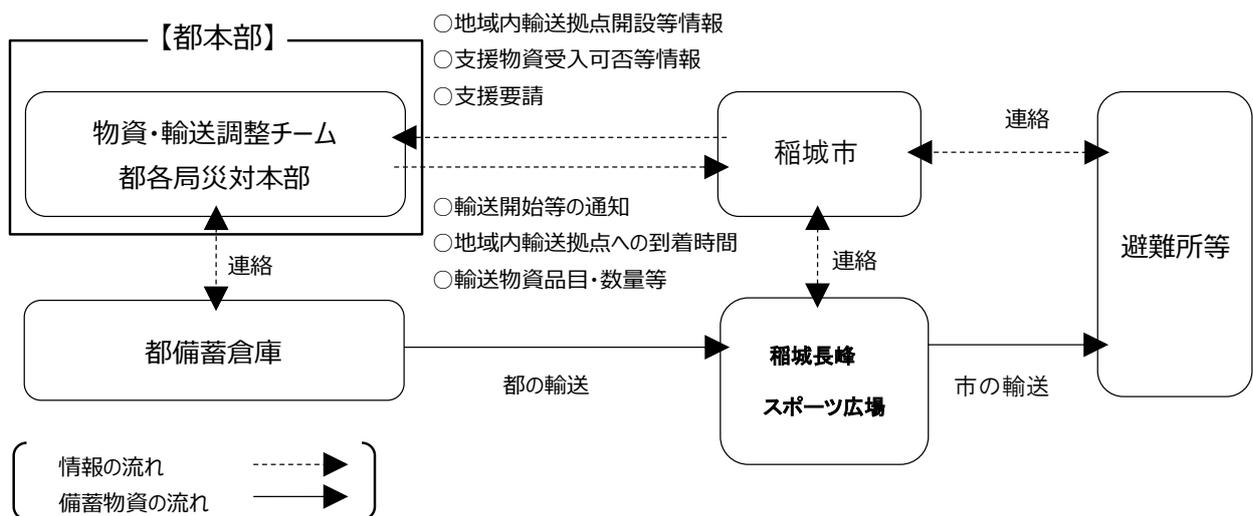
(1) 発災直後からおおむね3日間の活動

市及び東京都の備蓄物資を避難所に供給する。また4日目以降の物資を確保するため、地域内輸送拠点を開設・接道の被害状況等を確認し、東京都に報告するとともに、国や協定事業者からの支援物資の調整及び受入れを開始する。なお、東京都からの物資を受け入れる際は、輸送の内容等(輸送品目・数量・地域内輸送拠点への到着時間等)について、情報提供されることとなっている。

【参考】

都備蓄物資の品目:食料(アルファ化米、クラッカー、ショートブレッド、即席めん)、調整粉乳、毛布、敷物、生理用品、小児用おむつ、大人用おむつ等
 ※水の確保は、給水拠点にて対応。

<物資輸送拠点等の開設・運営と都備蓄物資の配分・輸送>



(2) 発災後おおむね4日目から7日目までの活動

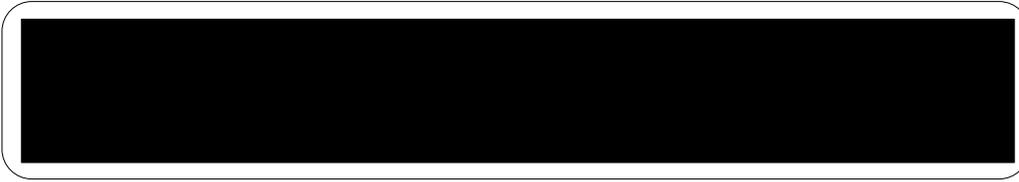
国のプッシュ型支援による物資の受入れ、配分、輸送が本格化する。また、プル型支援への切替えに向けて、本市の支援要請を集約する時期でもある。国のプッシュ型支援による物資以外に必要となる品目について、物資の要請を行う。

東京都は、区市町村からの物資要請を取りまとめ、必要な物資を国からのプッシュ型支援及び協定事業者からの物資調達により対応することとなっている。

市は、上記によって地域内輸送拠点に輸送された物資を受け入れ、避難所までの輸送を行う。

4 物的支援に向けた要請手続き

本市は、物資調達・輸送調整等支援システムにより、都に物資支援を要請する。
本市から都への物資に係る応援要請の手順については次のとおりとする。



(1) 都本部への応援要請及びカウンターパート団体決定前の応援要請

市	都
<p>① 都本部への物資応援要請</p> <p>応援要請を行うに当たり、被害状況、避難所開設状況、在庫数量等を踏まえ、都本部(物資・輸送調整チーム)へDIS(別添「物資要請入力画面(DIS)」参照)等を使用して応援を要請する。</p> <p><入力事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡先 ・要請する物資の品目・数量 ・輸送先(地域内輸送拠点) <p>また、地域内輸送拠点に被害がある場合、可能な限り報告するよう努める。</p> <p>さらに、被害状況の把握ができず、具体的な要請が困難な場合には、速やかに包括的な応援要請を行う。</p>	
	<p>② 要請の取りまとめ</p> <p>都本部(物資・輸送調整チーム)は、区市町村からの要請について取りまとめを行う。なお、区市町村の被災状況などを勘案して必要な物資の品目・数量の把握が困難と判断した場合には、プッシュ型支援を検討する。</p>
	<p>③ 都庁内・協定事業者との調整</p> <p>都本部(物資・輸送調整チーム)は、協定所管局を通じて協定事業者にも物資調達や輸送手段等の確保を要請する。また、協定事業者からは確保が可能な物資や輸送手段等の連絡を受ける。</p>
	<p>④ 配分計画の策定</p> <p>都本部(物資・輸送調整チーム)は、上記②・③及び都の確保する在庫量等を踏まえ、物資の配分について、割り振りを行う。</p>
	<p>⑤ 協定事業者への輸送手段の要請</p> <p>都本部(物資・輸送調整チーム)は、上記④に基づき、協定所管局を通じて協定事業者にも物資調達や輸送手段等を要請する。</p>

市	都
	<p>⑥ 応援要請結果の報告</p> <p>都本部(物資・輸送調整チーム)は、被災区市町村への支援物資の配分及び輸送手段等を決定した場合、被災区市町村へDIS(東京都受援応援計画別冊資料「物資要請状況確認画面(DIS)」参照)により通知する。 その際、以下の点を可能な限り通知するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送する物資の品目・数量 ・出発日時、出発地 ・地域内輸送拠点への到着予定日・時刻 ・連絡先 等
	<p>⑦ 地域内輸送拠点への輸送</p> <p>協定事業者は、地域内輸送拠点へ輸送する。</p>
<p>⑧ 都本部への物資受入れの報告等</p> <p>地域内輸送拠点において支援物資の受入れが完了した後、都本部(物資・輸送調整チーム)へ報告する。</p>	
<p>⑨ 地域内輸送拠点から避難所への輸送</p> <p>地域内輸送拠点において受入れた支援物資を避難所に輸送する。</p>	
<p>⑩ 今後必要となる物資の確認</p> <p>在庫数量や避難所の開設状況等を踏まえ、今後必要となる物資の品目・数量等について検討する。</p>	
<p>⑪ 調整会議の実施</p> <p>担当者と都の情報連絡員等と定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の物資の見通しについて情報共有を図る。</p>	
<p>⑫ 都本部への追加応援要請</p> <p>上記⑩を踏まえ、今後必要な物資の品目・数量等について、保管スペースも考慮しながら都本部(物資・輸送調整チーム)に要請する。</p>	

(2) カウンターパート団体決定後

市	都
	<p>① カウンターパート団体の決定通知</p> <p>都本部(国・他縣市等広域調整部門)は、被災区市町村へカウンターパート団体の決定を通知する。</p>
<p>② カウンターパート団体への物資応援要請</p> <p>応援要請を行うに当たり、被害状況、避難所開設状況、在庫数量等を踏まえ、カウンターパート団体へ応援を要請する。</p> <p>なお、物資の品目・数量・輸送先等については、カウンターパート団体と調整する。</p> <p>その際、以下の点を可能な限り報告するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡先 ・要請する物資の品目・数量 ・輸送先(地域内輸送拠点、避難所等) <p>また、輸送先施設等に被害がある場合、可能な限り報告するよう努める。</p>	
<p>③ 地域内輸送拠点・避難所への輸送</p> <p>カウンターパート団体は、地域内輸送拠点又は避難所へ支援物資を輸送する。</p>	
<p>④ カウンターパート団体への物資受入れの報告等</p> <p>地域内輸送拠点又は避難所における支援物資の受入れを完了後、カウンターパート団体及び都本部(物資・輸送調整チーム)へ報告する。</p>	
<p>⑤ 今後必要となる物資の確認</p> <p>在庫数量や避難所の開設状況等を踏まえ、今後必要となる物資の品目・数量等について検討する。</p>	
<p>⑥ 調整会議の実施</p> <p>市担当者とカウンターパート団体の情報連絡員等と定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の物資の見通しについて情報共有を図る。</p>	
	<p>⑦ 広域応援協定団体への追加応援要請</p> <p>都本部(物資・輸送調整チーム)は、被災区市町村の物資応援要請等に対して当初決定されたカウンターパート団体だけでは、物資支援を十分に行えないと判断した場合、都本部(国・他縣市等広域調整部門)を通じて広域応援調整団体等と調整し、不足する物資の追加応援要請を行う。</p>

5 義援物資の受入

義援物資の取扱いは、被災者のニーズを踏まえ、受付の可否や問い合わせ等を広報するなど迅速に対応する。

(1) 個人からの義援物資の受入

個人等から提供される義援物資は、カートンの形状やサイズ、数量、品名等が不均一であり、仕分けや在庫管理に多くの手間や時間を要することから個人等からの小口・混載の義援物資は受け付けないことを基本とする。

また、小口・品目が混載した義援物資の送付については、控えるように適切に広報を行う。

(2) 企業からの義援物資の受入

ア 市による義援物資の受入

① 企業からの義援物資の取扱いの問い合わせ

企業等から寄せられる物資については、物資の種類、数量、輸送手段の有無等の必要事項を確認する。

② 義援物資の調整・配送先の確保

市避難所等の物資ニーズを踏まえ、配送先等を決定する。

③ 義援物資の受入

地域内輸送拠点で義援物資を保管する。

イ 都を經由した義援物資の受入

① 企業からの義援物資の取扱いの問い合わせ

都本部(福祉保健局)は、物資の種類、数量、輸送手段の有無等の確認を行う。

② 都本部(物資・輸送調整チーム)への情報伝達

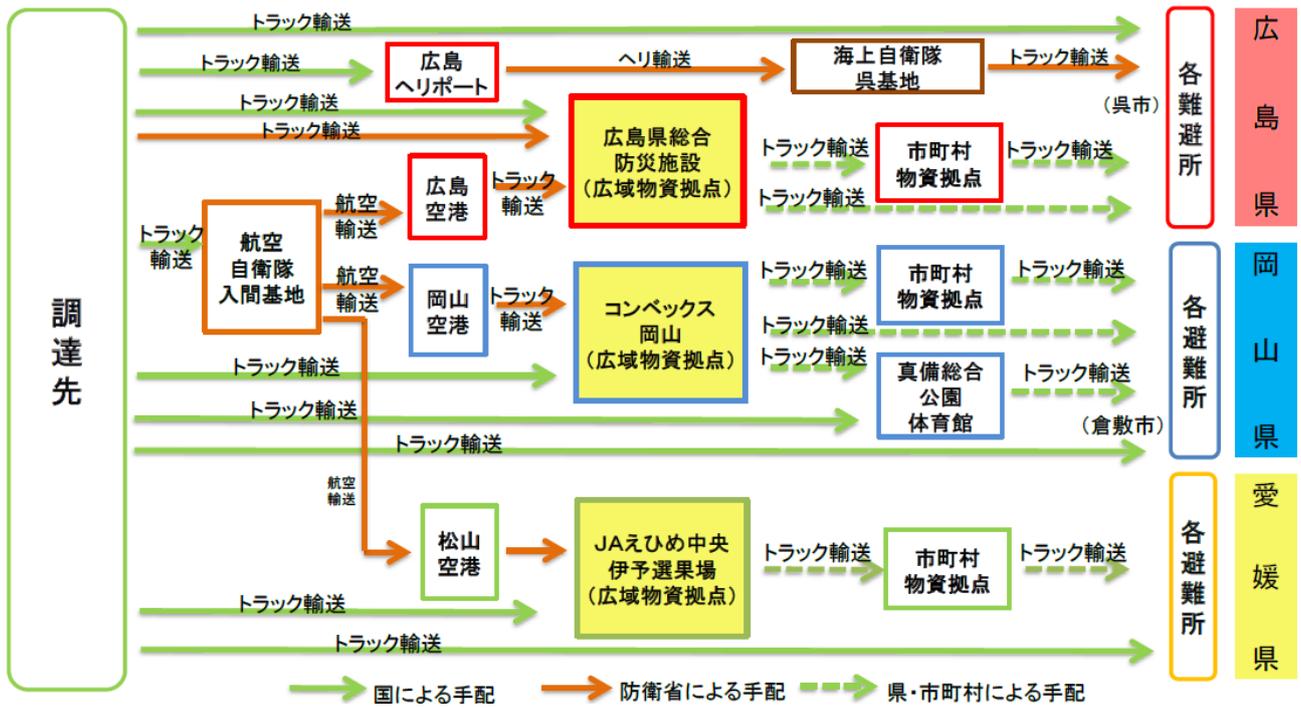
都本部(福祉保健局)は、上記①で確認した事項を都本部(物資・輸送調整チーム)へ連絡する。

③ 区市町村との調整

都本部(物資・輸送調整チーム)は、区市町村の物資ニーズを踏まえ、配送先等を決定する。

④ 企業への連絡

都本部(物資・輸送調整チーム)は、企業に配送先、輸送手段等の必要な情報を連絡する。



「平成30年7月豪雨に係る初動対応検証チーム『プッシュ型物資支援の実施状況』」から抜粋

第6章 協定自治体への応援要請

1 担当所管

原則として、受援総括班が主体となって調整を行う。

2 協定別締結自治体及び内容

(1) 広域応援協定

ア 東京都 26 市 3 町 1 村震災時相互応援協定

平成 8 年 3 月 1 日に締結した「東京都 26 市 3 町 1 村震災時相互応援協定」により稲城市独自で十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、下記の市町村へ応援要請を行う。

連絡先：応援を要請しようとする各市町村

八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市
府中市	昭島市	調布市	町田市	小金井市
小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市
西東京市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市
東久留米市	武蔵村山市	多摩市	羽村市	あきる野市
瑞穂町	日の出町	奥多摩町	檜原村	

イ 全国市長会防災対策特別委員会支援体制

発災急性期における被災都市自治体への支援を強化するとともに、相互の情報交換等による防災力強化を図り、迅速かつ効果的な被災地支援が行えるよう、また、その支援状況等の情報を集約し、緊急連絡網により応援要請を行う。

ウ 全国青年市長会災害相互応援協定

平成 7 年に締結した「全国青年市長会災害相互応援協定」により、稲城市内において大規模な災害が発生し、稲城市のみでは十分な救護等の応急措置が実施出来ない場合、会長市又は副会長市に電話等で応援要請を行う。相互応援協定の会員市及び退会后継続市にあつては別紙 2 のとおり。なお、会員市及び退会后継続市は毎年度変更となる。

連絡先：全国青年市長会の会長市若しくは副会長市（年度により異なる。）

エ 東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定

令和 3 年に締結した「東京都及び区市町村間の災害時等協力協定」により、稲城市内での災害時等（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合）において職員の応援、施設・資器材の提供や斡旋等を東京都知事又は、都内区市町村長へ災害対策基本法に基づく応援要請を行う。

連絡先：都知事及び他の区市町村長

(2) 相互応援協定

ア 稲城市・大空町災害時相互応援協定（姉妹都市）

稲城市内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害が発生し、被災者救護等の応急措置を実施するために必要な救援資機材又は被災者救出、医療活動等の人員が不足した場合に電話等で応援要請を行う。

連絡先：北海道大空町 総務課総務グループ [REDACTED]

大空町

イ 稲城市・相馬市災害時等相互応援協定（友好都市）

稲城市・野沢温泉村災害時等相互応援協定（友好都市）

稲城市内において地震、水害、火災及びその他の災害が発生し、被災者救護等の応急措置の実施に不足が生じた場合に電話等で応援要請を行う。

連絡先：福島県相馬市 総務部地域防災対策室 [REDACTED]

連絡先：長野県野沢温泉村 総務課庶務係 [REDACTED]

相馬市

野沢温泉村

ウ 稲城市・総社市災害時相互応援協定

令和4年に締結した「災害時相互応援に関する協定」により、稲城市内において大規模災害発生時に被災者の救出や応急復旧等に必要な物資、機材、車両並びに職員の提供や派遣を電話等で応援要請を行う。

連絡先：岡山県総社市 危機管理室 [REDACTED]

総社市

3 応援内容及び要請手続き

(1) 応援内容

協定ごとに応援内容の例示はされているが、基本的にはどの協定も包括協定である。

(2) 応援要請手続

各協定に規定した方法で応援を要請する（協定書は、防災課にて管理）。

※基本的には、どの協定も複雑な応援スキームではない。

第7章 他自治体への応援

1 応援体制の整備

他自治体への応援には熊本地震、西日本豪雨などの都外で大規模な災害が発生した場合の広域応援のほか、都内の一部地域で甚大な被害が発生した場合における都内区市町村相互間等の応援がある。また、応援にあたっては「都による調整を通じて実施する応援」と「各区市町村が個別に相互応援協定を締結している市町村への応援」が想定される。

いずれの場合でも自らが被災自治体となった場合と異なり、応援側の自治体は災害対策本部が設置されていない通常体制の中で人的・物的支援のための応援調整を行う必要がある。

そのため円滑かつ迅速な被災地支援に向けて、防災部門、人事部門、企画部門などの円滑な連携体制と対外的な連絡窓口を整備することが必要である。

2 各所管の役割

応援に関する庁内体制や連絡調整窓口等の各所管の役割は、次のとおりとする。

なお、各業務実施においては、防災課等、関係各課と連携して対応にあたることとする。

部	役割	主な対応内容
総務部、企画部	支援本部	庁内の総合調整
		調整会議の開催
総務部、企画部	派遣の調整・決定等	都(市長会)や姉妹都市等の協定締結自治体からの応援要請を集約する窓口
		派遣の可否、人数等の決定
		庁内における各所管への派遣人数の割りあて
		派遣ローテーションの計画作成
総務部、企画部	派遣者決定等の詳細調整 (派遣者の決定、その後の詳細調整)	派遣者に係る各種調整業務 ・派遣者の決定等
		派遣者への必要な情報説明等 ・被災地の被災状況や対応状況、応援方針等 ・必要な携行品、資機材を職員に準備させる ・応援先での宿泊場所と被災地内外の車両などの移動手段の用意(都のスキームで派遣される場合は、都が行う。) ・応援職員向けの相談窓口
総務部、企画部	物的支援に関する対応	物的資源の応援の調整 (何を、いつまで、どれくらいの必要か) (防災課と連携し、市の備蓄物資の輸送の調整)

3 人的・物的応援

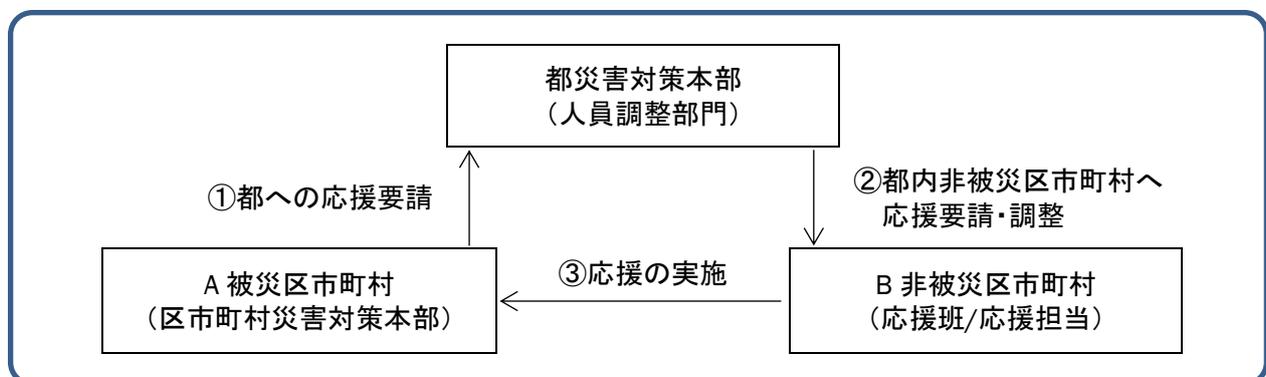
(1) 人的応援

都を通じた応援調整に関する流れは次のとおり。

他自治体への人的応援の流れ

	市	都
1		広域応援協定団体等からの応援要請 都に広域応援協定団体等から応援要請がある場合、又は広域応援協定団体から都がカウンターパート団体に割り振られた場合は、総務局総合防災部(国・他県市調整部門)に「応援要請書」が通知される。
2		都内区市町村との応援人員の調整 総務局行政部(人員調整部門)を通じて都内区市町村の応援職員の人数の割り振り・調整を行う。
3	広域応援協定団体に対する区市町村応援職員の決定 応援職員を決定し、総務局行政部(人員調整部門)に連絡する。	
4		応援職員派遣に向けた連絡調整 応援職員の詳細な活動場所・活動内容や被災地までの交通手段などの情報については、総務局行政部(人員調整部門)と各区市町村間において必要な連絡調整を行う。

<都内発災時における都本部を通じた応援調整のイメージ>



(2) 物的応援

物的応援は、主に個別相互応援協定に基づく支援物資の要請が想定されることから、物資の確保や輸送手段の手配、輸送の実施までの手順を整理しておく必要がある。

ア 応援協定団体等からの応援要請

応援協定団体からの要請を受けるにあたり、主に以下の点を確認する。

- ・連絡先
- ・要請する物資の品目・数量
- ・輸送先(地域内輸送拠点)
- ・輸送先までの輸送手段・交通状況
- ・要請への対応期限

イ 物資の確保・調達

要請が備蓄物資で対応できない場合は、民間事業者等を通じた調達を行うことも、必要に応じて検討する。

ウ 輸送手段の確保

- ・支援物資の輸送についても、人的支援と同様に自己完結型で対応することが前提となる。
- ・公用車のほか、災害時の応援協定を締結している輸送事業者による輸送が想定される。
- ・車による輸送の場合、交通規制の状況により緊急通行車両等の申請手続き等が必要となることから、交通インフラの被害状況や交通規制等の状況を把握したうえで輸送手段を決定する。

第8章 その他

1 費用負担

都が締結する相互応援協定に基づき、全国の自治体等からの応援を受入れる際の費用負担については、次の関係法令を踏まえて対応する。

ただし、法令に別に定めのある場合又は本市で個別に締結する相互応援協定に基づき、応援を受入れる場合は、当該法令又は協定の規定に従うものとする。

- (1) 応援に要する費用は、原則として応援を受けた被災自治体が負担する(災害対策基本法第 92 条)。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援をする自治体の負担とする(地方公務員災害補償法)。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災自治体が、被災自治体への往復の途中において生じたものについては応援をする自治体が賠償責任を負う(国家賠償法第1条等)。
- (4) 災害救助法の規定による救助に要する費用は、都がこれを支弁する(災害救助法第 18 条)。

応援・受援業務に関する主な災害救助法適用経費

応援・受援業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法の救援物資外(化粧品等)の仕分け等の業務は、対象外
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害認定、罹災証明書交付業務要員	※対象外
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため

「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」

2 都災害対策本部の構成と各部門の役割

